

# 小売業の皆さま！こんなときに、 高度化事業をご活用ください！

中小企業の方々が共同で経営体制の改善や、経営環境の変化への対応を図る事業に必要な資金を融資します。

専門家の  
コンサルティング・  
アドバイスを  
無料で受けられます！  
また税制上の  
優遇措置もあります！



貸付条件

貸付対象者	事業協同組合、協業組合、共同出資会社、第三セクター、商工会等
貸付割合	貸付対象施設の設置資金の <b>80%</b> 以内
償還期限	据置期間を含む <b>20年以内</b> であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金利	<b>年利1.10%</b> （平成19年度）もしくは <b>無利子</b> ※金利は償還期限まで <b>固定</b>

小売商業振興法・  
中心市街地活性化法等の  
認定を受けた場合や  
災害復旧を図るための  
投資の場合等は、  
「無利子」となることも  
あります。



主な事業

## 店舗を集団化しパティオ 商業集積を形成する ～集団化事業～

魅力ある商業空間づくりを  
目指して、店舗を集団化し、  
パティオを囲んだ商業集積  
を創造します。

※事業協同組合等の組合員が  
5人以上必要です。

## 商店街全体を 整備する ～集積区域整備事業～

商店街全体の集客力や販売  
力の向上のために、同じ区  
域内で、各店舗の増改築等  
を行います。

※商店街振興組合等の組合員が10  
人(過去に集団化を実施したなど  
特別な場合は5人)以上必要です。

## ショッピングセンター を建設する ～施設集約化事業～

多様な顧客ニーズに応える  
ために、ショッピングセン  
ターをつくり集客力や販売  
力の向上を図ります。

※事業協同組合、共同出資会  
社等の構成員が、4人以上  
必要です。

## 共同でアーケードや 駐車場を作る ～共同施設事業～

商店街などの顧客吸引力を  
高めるために、アーケード  
や共同駐車場を設置します。

※事業協同組合等の組合員が、  
4人以上必要です。

## ボランティア・チェーン 事業を実施する ～連鎖化事業～

経営の合理化を図るために、  
チェーン本部が共同宣伝、  
共同開発、共同物流、経営  
指導に必要な施設をつくり  
ます。

※事業協同組合等の組合員が、  
4人以上必要です。

## 第三セクター等が地域振興 のための事業を実施する ～商店街整備等支援事業～

地域商業の振興などを目的  
に、第三セクターや商工会  
が、ショッピングセンター  
やコミュニティ施設を設置・  
運営するものです。

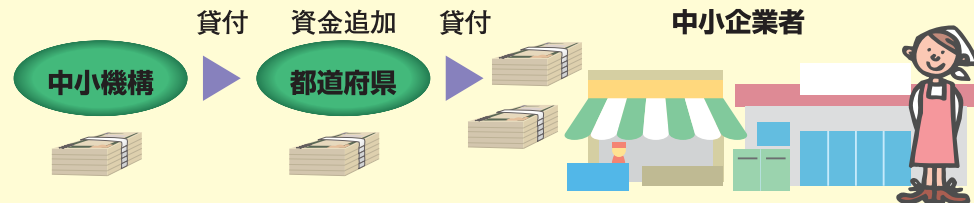
※第三セクターについては、出  
資者の3分の2以上が中小企  
業者である必要があります。

中小機構と都道府県が一体となって資金協力します。受付・相談は、各都道府県の中小企業担当課又は中小機構 地域振興企画課へ



集団化事業の例：  
都城オーバルパティオ

貸付方式  
(資金の流れ)



独立行政法人

中小企業基盤整備機構  
地域経済振興部 地域振興企画課

TEL : 03-5470-1528  
http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/